



船橋市緑の基本計画

【改定第2版・概要版】



平成29年3月改定

船 橋 市

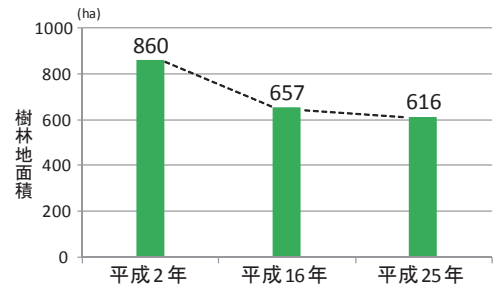
歩こう・ふれよう 「緑・水・ふるさと、ふなばし」

子どもからお年寄りまでが緑と水にふれあいながら歩ける都市を目指し、市民すべてが船橋をふるさととして末永く暮らせる緑豊かなまちづくりを市民のみなさまとともに実現していきます。

緑の現況

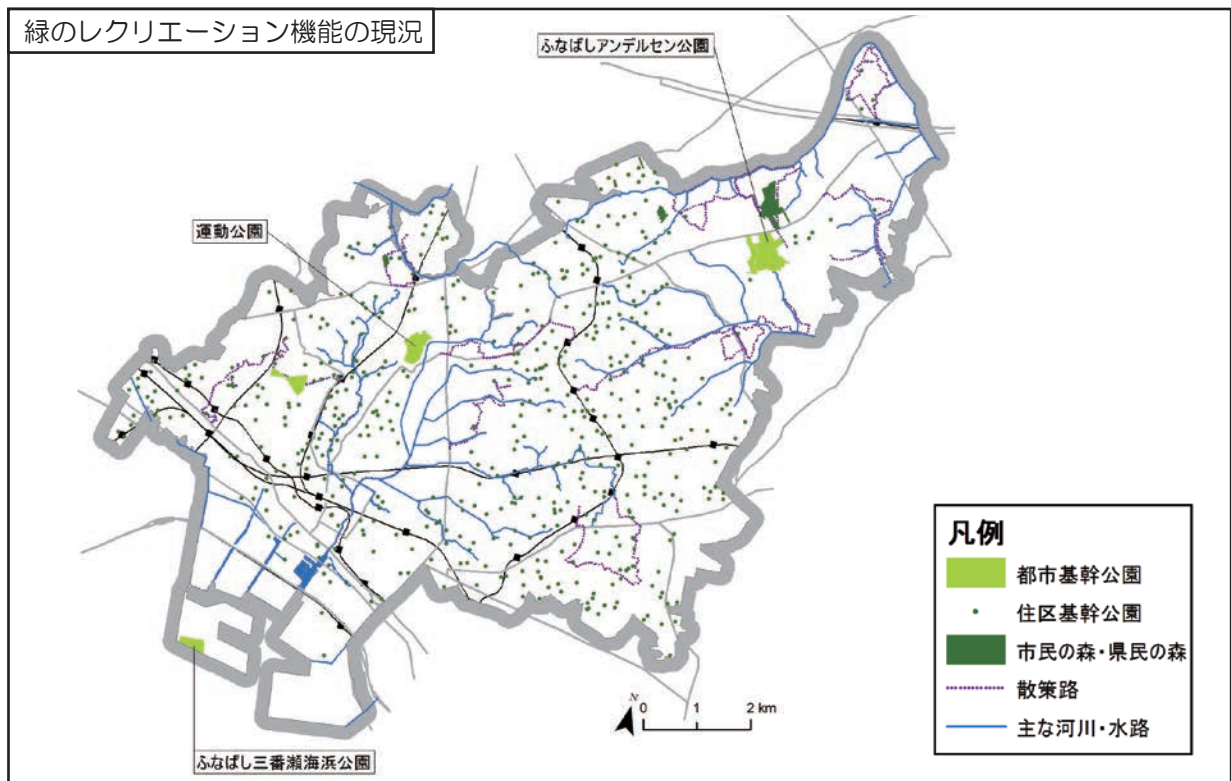
■樹林地

都市化の進展により、本市の緑地は減少しています。300㎡以上の樹林地についてみると、平成2年（1990）は860haありましたが、平成16年（2004）には657haとなり約200ha減少し、平成25年（2013）には616haとなり、さらに約40ha減少しています。



■公園

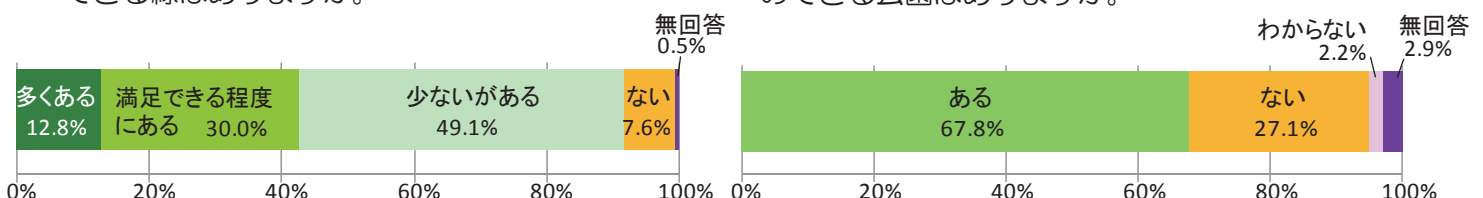
都市の中の身近な公園は、市民の日常的な憩いの場となっています。また、大規模な公園は、市民の多様なレクリエーション需要に応え、都市の快適性にも寄与しています。



■市民の緑に対する意識

●住まいの近くで日常的に目に映りふれあう事のできる緑はありますか。

●自宅から徒歩約 15 分（距離 1km）で行ける満足のできる公園はありますか。



計画の基本方針

次の4つの基本方針のもとに、緑の保全・創出・育成を進めることにより緑の将来像を実現していきます。

基本方針1 人と緑と生きものがふれあえる、水と緑のネットワークをつくります

基本方針2 多様な緑により、風格ある緑の都市をつくります

基本方針3 安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やします

基本方針4 市民との連携により、緑を守り育てていきます

計画の目標

目標年度を平成47年度（中間年度：平成37年度）とします。

なお、人口は船橋市人口ビジョンにおける将来人口推計より、目標年度である平成47年度において62.7万人（中間年度：63.6万人）としています。

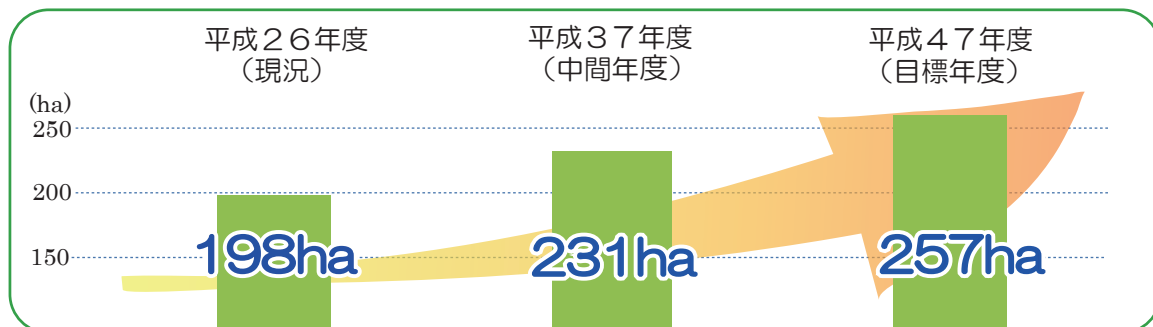
【目標1】樹林地の確保

市内にある樹林地を維持・保全するため、都市緑地としての開設や指定樹林の指定といった保全施策を実施している面積を増やします。



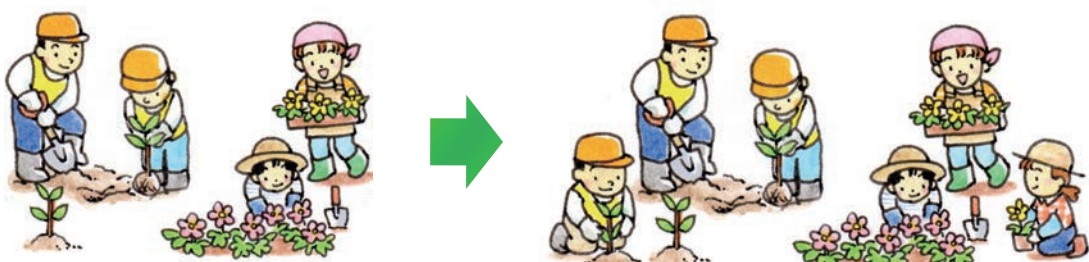
【目標2】都市公園の整備

都市公園の総面積を増やします。



【目標3】市民協働の推進

市民協働事業に対する参加団体や実施箇所数を毎年2%増やします。



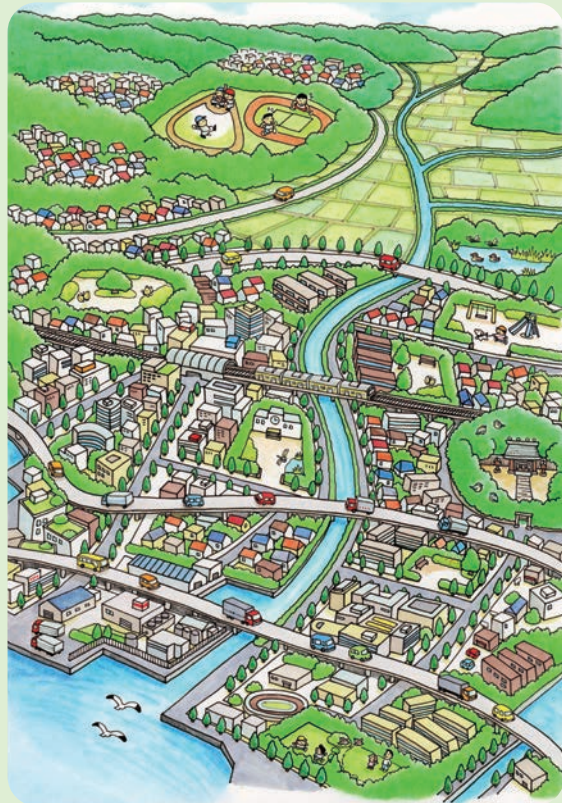
平成26年度

平成47年度（目標年度）

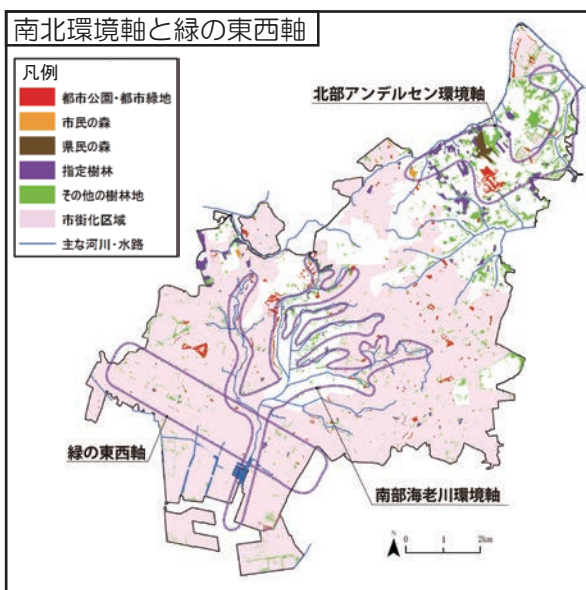
緑の機能

都市の緑には大きく分けて次の5つの機能があり、市民の生活環境や生態系にとっても重要な役割を果たしています。

- ① レクリエーション
(健康の維持・やすらぎ)
- ② 防災
(都市の安全性の向上)
- ③ 景観形成
(地域らしさや潤いのある景観の創出)
- ④ 生物多様性の保全
(生きものの生育・生息の場の確保)
- ⑤ 都市環境の保全
(温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和等)



基本施策1 船橋らしい緑の保全



水と緑のネットワークを形成する南北の環境軸における樹林地、良好な景観形成に寄与する緑の東西軸や北部地域の豊かな自然を構成する樹林地などを重要な緑として位置づけ、地域に応じた適切な保全施策を推進します。

また、本市の目指す都市農地の保全に向け、今後の方向性について整理しながら、施策の創出等を検討していきます。

1-1 樹林地の機能評価

市内の樹林地を都市環境の保全や景観形成、防災といった緑の持つ機能から調査・分析し、各箇所の機能を評価します。その評価結果をもとに、今後の保全方針や施策展開の検討に反映していきます。

1-2 都市緑地による樹林地の保全

市内の樹林地の中で機能の評価が高く、保全すべき重要度が高い樹林地を買収もしくは借地し、都市緑地として保全します。

1-3 市民の森による樹林地の保全・活用

市内の樹林地の中で機能の評価が高く、住宅地等に隣接するものを市民の森として借地・整備し、地域の憩いの場として開放します。

1-4 指定樹林制度の活用

市内の樹林地の中で機能の評価が高い樹林地を指定樹林に指定し、管理費用の助成等を行い保全を図ります。

1-5 特別緑地保全地区の指定

都市における良好な自然環境に寄与する緑地を一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する特別緑地保全地区等の指定による保全を検討していきます。

1-6 風致地区制度の活用による緑の維持

船橋市風致地区条例に基づき、建築等の各種行為に対し建築物等の高さや規模等を抑えるなどの規制に対する確認や許可を行っていくことで、指定地区内の住環境と緑地環境の調和を図ります。

1-7 巨樹・名木の保全

指定樹木制度を活用し、巨樹の保全を図るとともに、地域に親しまれている木などを名木として保全するために、指定要件を検討します。

基本施策2 公園緑地の整備

都市の中の身近な公園・緑地や、市民のレクリエーション需要に応える都市基幹公園の整備に努め、都市の快適性や都市防災に寄与する公園が充実したまちづくりを推進します。

2-1 公園不足地区における優先的整備の推進

市街地を町丁目や線路等の分断要素の点から54の公園整備推進地区に分け、各地区の公園整備状況をもとに、公園が不足している地区に優先的に公園を整備していきます。

2-2 公園等の恒久性の確保

公園等の恒久性を確保するため、都市公園法に基づく都市公園として開設するとともに、一定規模以上の都市公園については都市計画決定を行います。また、借地により開設している公園は用地取得を推進します。

2-3 土地区画整理事業や再開発事業等との連携による整備

土地区画整理事業や再開発事業等の実施の際には、公園整備等の協議を行い必要となる公園や緑地の確保を図るとともに、地区計画や緑地に関する協定も活用しながら緑のまちづくりを進めます。

2-4 既存国有地の活用

国有地等の払下げに際し、公園不足地区等の状況を踏まえ、用地取得並びに公園整備を検討していきます。

2-5 隣接する市街化調整区域での公園整備

既に宅地化された市街化区域内で、まとまった公園用地の確保が難しい場合に、隣接する市街化調整区域において公園整備を進めることを検討していきます。

2-6 市街地の立体的な土地利用による公園整備

市街地の限られた用地を立体的に活用する制度により、都市部の公園不足地域での公園整備を検討していきます。

2-7 新たな運動公園の整備

スポーツ健康都市宣言を踏まえ、市民の利便性を図るため新たな運動公園の整備を検討します。

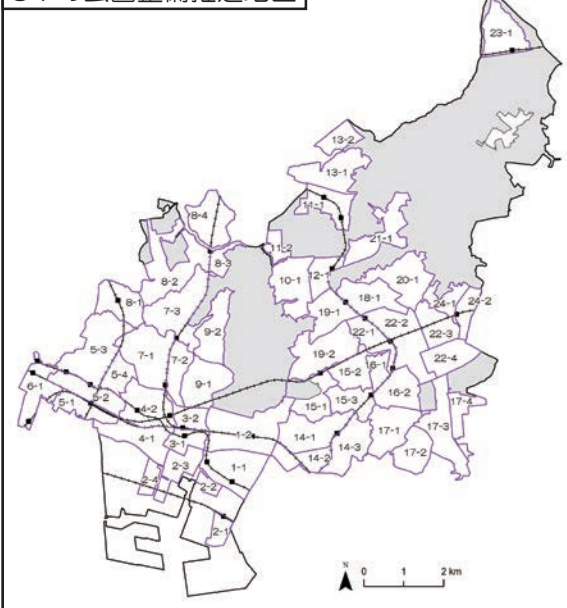
2-8 開放型の都市緑地の整備

緑地保全を第一の目的とする都市緑地の整備においても、市民が利用できる開放型の緑地整備を検討します。

2-9 特色ある公園等の整備

地域特性を活かした公園や特徴的な施設の整備により、特色ある公園等の整備状況を把握していきます。

54の公園整備推進地区



ふなばしアンデルセン公園



ふなばし三番瀬海浜公園（イメージ）



運動公園のプール（イメージ）

2-10 防災機能の強化

防災活動の拠点となる防災公園の整備を検討する一方、都市公園の整備や再整備の際には、周辺状況を考慮した上で地元自治会等と協議し、非常時に利用できる防災施設や耐火性のある樹種の導入などにより防災機能の強化を図ります。

2-11 都市公園の再整備による活性化

公園利用状況の低下がみられる公園においては、再整備により活性化を図ります。また、機能の集約や分配などを考慮した既設の都市公園の再編についても検討していきます。

2-12 生産緑地の活用

市街地の緑地空間確保に寄与する都市農地に関し、国の動向を注視するとともに新たな施策も検討し、生産緑地制度の活用を継続していきます。その中で、面積や接道条件などの要件を満たしている箇所の買い取り申し出があった場合、公園としての活用を検討します。

基本施策3 緑化の推進

市民が身近な生活の中で豊かな緑を感じられるよう、公共施設や民有地において視覚的に緑量を感じ、緑の効果が高いような緑の創出を積極的に進めます。



3-1 街路樹による道路緑化の推進

幅員16m以上の道路整備にあたり、街路樹を設置できるところに、街並みや地域特性を考慮した街路樹の導入を検討していきます。

3-2 自然を活かした水辺環境の創出

河川や調節池の周辺に遊歩道や緑地などを整備し、水や緑とふれあえる親水拠点を創出します。

3-3 公共施設の緑化

公共施設の新設や建て替えに際しては、地域の景観に考慮した接道部分の緑化を推進し、地域のシンボルとなるような景観木・生垣を積極的に導入していくよう協議します。

3-4 生垣助成

現在行っている生垣管理に対する助成の対象を広げ、設置の推進と管理状況の質が高まるよう制度の見直しを図ります。また、管理だけでなく生垣の設置に対する助成制度についても検討します。

3-5 宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進

宅地開発や事業所等の設置の協議の際には、緑の保全と緑化の推進に関する条例や環境共生まちづくり条例などによる緑化の指導をしていきます。

3-6 立体的な緑の推進

市街地における緑の視覚的効果と、夏季のヒートアイランド現象への対策に効果の高い屋上緑化、壁面緑化及び緑のカーテンなどの立体的な緑化を推進していきます。

基本施策5 市民との協働の推進



市民との協働を推進することで、公園や緑地を地域に合った質の高いものとして管理・活用し、民有地も含め緑と花があふれるまちを目指します。

5-1 市民参加の公園づくり

公園の整備にあたっては、計画段階から市民のニーズを把握し、利用者が愛着をもてる公園づくりを進めます。また、こども未来会議室等での公園整備や利用方法に関する提案や要望についても積極的に検討していきます。

5-2 ふれあい花壇事業

公園等に花壇を設置し、市民団体等に花苗の植え替えや水やりなどの管理をお願いします。

5-3 花いっぱいまちづくり助成事業

花のあふれるまちづくりのため、公共的な空間に花を植えている団体に、その費用の一部を助成します。

5-4 花苗サポーター事業

事業に協力していただける市民を登録し、種から花苗をつくるまでの育て方を講習しながら、種や必要資材を配布して花苗づくりをお願いする「花苗サポーター事業」の実施を検討し、花のあふれる街を目指します。

5-5 町会等清掃委託制度の推進

身近な公園の清掃等管理を町会などの団体に委託し、地域で管理していく体制を推進していきます。

5-6 地域のシンボルとなる緑づくり

公園や緑地の整備・再整備などに合わせ、地域のシンボルとなる樹種を選び、それを地域住民に植樹してもらうイベントなどを行うことで、公園に愛着を感じてもらうきっかけをつくります。

5-7 ビオトープ事業の推進

生物多様性の拠点となるビオトープを設置し、管理運営に際しては、学校や市民団体、専門知識を有する方と協力し、環境教育や地域の交流の場としても活用できるように、推進体制を検討していきます。

5-8 緑の保全に寄与する団体へのサポート

緑の保全に寄与する団体の活動に対する評価や、団体の活動とそれに興味がある市民をつなぐといった活動団体をサポートする方法を検討します。

5-9 緑化推進委員会の設置

地域を代表して市との連携を図り、各地域の緑化状況を把握し緑化のサポートをする（仮称）緑化推進委員の委嘱と（仮称）緑化推進委員会の設置を検討します。

基本施策4 緑の効果を高める管理の充実

都市の緑を質の高い緑として維持・管理するための新たな仕組みづくりを推進していきます。

4-1 公園・緑地・街路樹の適正な管理

公園や緑地、街路樹を含めた緑に対し、樹種ごとの将来樹形までを見据えた適正な管理手法を検討し、樹木管理を行っていきます。

4-2 地域に根差した樹木の移植

地域の中で親しまれ、シンボルとなっている樹木を、やむを得ず除去せざるを得なくなった場合に、移植等の保全方法を検討します。

4-3 安全・安心な公園の維持

犯罪や事故防止のため、適正な夜間照明の照度を確保し、死角となるような施設や植栽の改善を図ります。

4-4 緑のリサイクルの推進

樹木の剪定によって発生した枝等をチップ化し、活用していくとともに、新たな有効利用方法を検討していきます。また、公園等で木材を使用する施設を整備する際に、再生木材を使用した製品を活用します。



緑陰を形成し夏の日差しを和らげる効果



市街地に残る緑



河川と農地と斜面緑地



緑豊かな田園風景

基本施策6 緑の普及・啓発

都市の緑化を一層推進するために、緑にふれる機会や緑化に関する情報の提供などの普及・啓発活動を行い、市民と一緒に緑を育てていきます。

6-1 緑と花のジャンボ市

植木や花苗などの販売を行う「緑と花のジャンボ市」を毎年2回（春・秋）開催します。

6-2 花壇コンテスト

個人や団体が、街中で管理している花壇のコンテストを開催し、優秀者を表彰します。今後は、事業推進のため、花壇等の作り方や花の育て方などをアドバイスする講習会等の開催も検討します。



緑と花のジャンボ市

6-3 公園等の情報提供

公園等の位置や施設情報を検索するシステムを構築し、市民に情報提供することで公園等の活用促進を図ります。また、地域の活動などもサポートできるよう公園等でのイベントなどの情報を検索システムに連動させることも検討していきます。

6-4 環境学習プログラムの開発

環境学習施設での環境学習等に併せ、環境に関する活動をしている市民活動団体とも協力しながら環境学習プログラムを作成し、実施していきます。

6-5 市の花の普及・啓発活動

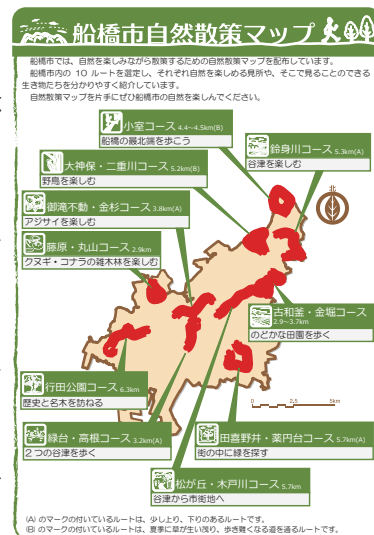
市の花である「ヒマワリ」と「カザグルマ」を周知し、市民一人ひとりの手による緑化活動を推進します。

6-6 緑の散策路の普及・推進

自然散策マップやお散歩マップの周知を図り、それを活用した散策会等の開催により普及していきます。

6-7 地域の活性化のための公園活用

地域の活性化につながる朝市等の開催や、映画やドラマなどの撮影を誘致し、市に愛着を持ってもらえるよう公園を活用していきます。



船橋市ホームページより

市の木・市の花



サザンカ



ヒマワリ



カザグルマ

市の木「サザンカ」

市の木は、昭和48年に開催された千葉（若潮）国体に向けての記念事業として、市民からの応募により制定しました。（昭和45年11月10日）

市の花「ヒマワリ」「カザグルマ」

第24回全国都市緑化ふなばしフェア開催を契機として、市民アンケートを基に、2種類の市の花を制定しました。（平成19年10月2日）

「ヒマワリ」～子どもたちの夢を育む花～

広く市民に親しまれており、太陽に向かって咲き、力強く、将来の船橋市の子どもたちに勇気と希望を与える花であることから選ばれました。

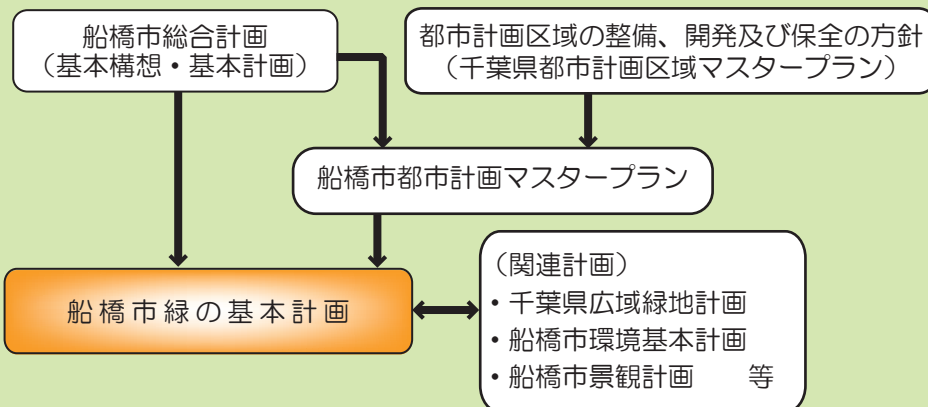
「カザグルマ」～大切に守り育てる花～

船橋市に自生している貴重種であり、市のシンボルとして、大切に保護し、保存していくべき花であることから選ばれました。

緑の基本計画とは

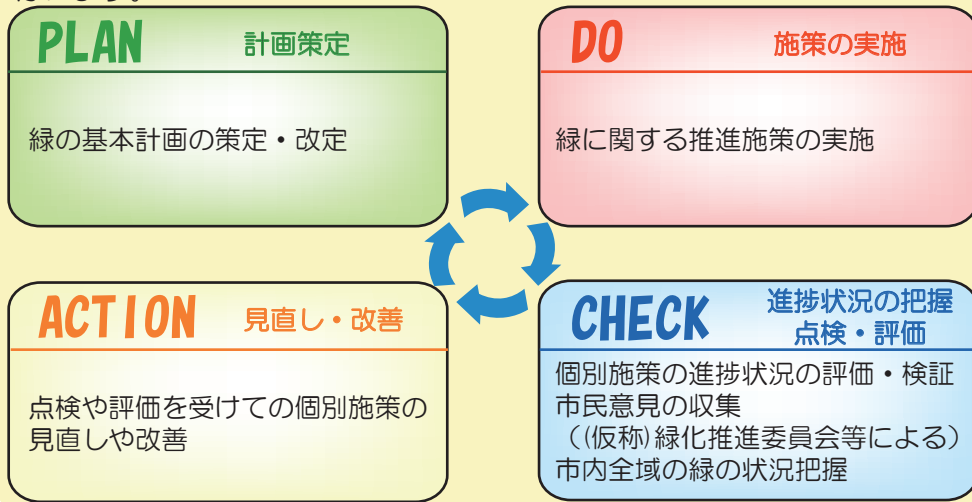
「緑の基本計画」は、都市緑地法に基づき、市町村が中長期的な視点に立って策定する都市の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

【緑の基本計画の位置づけ】



計画策定後の進行管理

本計画を推進するため、下記のPDCAサイクルに基づき進行管理を行います。



船橋市建設局
都市整備部公園緑地課

〒273-8501
千葉県船橋市湊町2-10-25
電話：047-436-2554
FAX：047-436-2539
メール：
kouen@city.funabashi.lg.jp